

第8回 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時	平成 22 年 9 月 10 日 (金)	9 時 30 分 ~ 11 時 50 分
開催場所	高知共済会館 3 階 会議室	
参加者	(委員) 根小田渡委員 (委員長)、高村禎二委員、武田裕忠委員、戸田文友委員、 中越利茂委員、橋本誠委員、森永洋司委員 (高知県) 臼井林業振興・環境部長、大原林業振興・環境副部長、 大野森づくり推進課長、久武企画監 (分収林改革担当) 田所行政管理課長、稲垣総務福利課長	
欠席	橋本勇特別委員、金子努委員	
司会	森づくり推進課 山中	

(司会)

時間になりましたので、ただ今から第8回「高知県森林整備公社経営検討委員会」を開会したいと思います。

事務局を担当します、森づくり推進課の山中でございます。

委員の皆さまにはお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の日程は、お手元の会議次第のとおりです。

なお、橋本勇特別委員と金子委員におかれましては、所用により本日は欠席との連絡を受けております。

それでは、ここからの進行を根小田委員長にお願いしたいと思います。根小田委員長、よろしく申し上げます。

(根小田委員長)

はい、委員の皆さま、おはようございます。

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の委員会の議事は、委員会としての中間報告について、どういう内容のものを報告するかということと、公社の改革プラン、今後、公社の存続というものを前提として、公社の今後の経営の在り方について、引き続き議論を行ってまいりたいと考えております。

中間報告については、今日の委員会で一応の内容を決めまして、県の方に提示をさせていただきたいというふうに考えておりますので、委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

それでは、中間報告について議論をさせていただきますが、これについては、これまで

改革プランの素案を策定していただいております森永委員、橋本委員に審議内容を取りまとめいただいておりますので、まず森永委員の方からご説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

(森永委員)

それでは、発表させていただきます。

「中間報告書」ということで、素案の段階でございますが、中間報告ということで取りまとめさせていただきました。

以前も申しましたけれども、今回は第8回ということで、8回の委員会を重ねてまいりました。

それで、その中で壁になってきたことが、「森林整備公社」いわゆる「公社」と略しますけれども、問題は、森林整備の事業費等を大幅に借入金に依存してきたということ、それと、これは予期しなかったことだと思いますけれども、木材価格の大幅な低下によりまして、その借入金の返済、これがもうできなくなってきたということで、言葉では「支障を来した」と書きましたが、そういう構造的な問題を抱えているということでございます。

しかしながら、このことは高知県だけの問題ではなく、全国的な問題であるということは認識してきたことであります。従いまして、高知県だけが努力しても解決できるほど簡単な問題ではないということでございます。

また、全国の林業公社改革の対策、あるいは状況を見極めるとともに、総務省、林野庁、及び貸出先であります「日本政策金融公庫」の理解と支援を得なければ、こうした課題につきまして、しっかりした解決の道筋が見えてこないといった厳しい状況にあることが分かってまいりました。

このため、当委員会といたしましては、抜本的な解決の道標となる「改革プラン」を策定するためには、国を始め他府県及び他公社の動向の把握も必要であり、そのなかで慎重を期した議論・検討が必要であると判断しております。

このような流動的な状況からいたしまして、抜本的改革に向けました「改革プラン」の策定には、一定の時間が必要と認識するものの、現状を黙認した経営の継続も許されないということでございます。

従いまして、当委員会といたしましては、これまでの議論・検討を踏まえた上で、下記のとおり基本方針というのを定めることと、そのなかで速やかに対応すべき公社経営改善策を明確に指摘することによりまして、最終的な「改革プラン」の策定を待たずして、県及び公社が、指摘した経営改善策を速やかに実行に移すことによりまして、少しでも公社経営の改善に努めることを求めることにするというところでございます。

それで基本方針としまして、5つ掲げました。

基本方針の根幹は、さっき言いましたように公社につきましては、現在、当委員会でご検討している、次に掲げる「抜本的な経営改革策等を実施することによりまして、それを前

提に存続させることとする」ということに基本方針をまとめました。

そのなかで、具体的な5つの項目を掲げております。

まず、第1番目は、森林資産の厳格な査定を実施していただくことと、その資産査定によりまして区分の明確化を行い、その区分ごとに応じた経営方針を策定するというところでございます。

それから2番目ですけど、課題であります有利子負債については、早急に圧縮する努力を行うとともに、将来的にはその解消を目指すということでございます。

3番目は、経営のやり方ですけども、理事会の活性化を図るなど、経営責任体制を明確にするということでございます。

それから4番目は、事業手法の見直しを進めるとともに、事業費及び人件費を圧縮・削減するというところでございます。

それから5番目は、課題であります新公益法人への移行を目指すとともに、全国統一の新会計基準を採用し、財務状況の透明性を図るということでございます。

2ページ目は、それを踏まえまして今後、「速やかに対応すべき公社経営改善策」といたしまして、以下3つのことを挙げています。

1番目は、最重要項目といたしまして、「不採算林に係る有利子負債の繰上償還」をするということでございます。

検討してまいりました中で、有利子負債がかなりあるということは知っていただいたとおりでございますけども、平成21年度決算期で約90億円の残高がございまして、平成21年度に支払った利息は、約2億円という額に達しております。

県におきましては、一昨年（総務省、林野庁）と地方府県代表（秋田県、京都府、高知県、大分県、鹿児島県）で構成いたしました「林業公社の経営対策等に関する検討会」におきまして、地方府県代表が強く要望した特別交付税の充実・拡大を得るとともに、その充実・拡充されました特別交付税措置によって、平成22年度高知県では、約2億4千万円増額措置される見込みとなりました。

これを使いましてと言いますか、当委員会としては、この増額された特別交付税を財源といたしまして、日本政策金融公庫の借入金の繰上償還を行うことで、支払利息の軽減を図ることを求めることにしております。

この繰上償還につきましては、県が損失補償をしている公社の借入金が増え、最終的には県が負担する可能性のある債務を減らすことにつながりますので、結果といたしまして、県民負担を軽減することにもなるということが考えられます。なお、その繰上償還財源に対する県の支援方法としては、補助金で行うのか、あるいは従前同様の県の無利子貸付金で行うかという2つが考えられますけども、返済義務を有しない県の補助金ではなく、従前同様、返済義務を有する県の無利子貸付金を財源とする方法によりまして、金利軽減のための支援することが望ましいと判断いたしました。

それから2番目ですけど、速やかに対応すべき改革といたしまして、「運営体制の見直し」

ということです。

どういたしましても、運営体制の抜本的な見直しにつきましては早急に行う必要があるということで、具体的には理事長あるいは理事の選出方法、あるいは経営責任の明確化、それから理事会の活性化、幹事会の設置、そういうことをいたしまして、モニタリング経営の実施、監事の役割強化等を議論して検討しておりますが、全体の全ての方向性を示すには、まだまだ、議論・検討する時間が必要であると判断しております。

ただ、理事の役割といたしましては、公社経営に関して重要である「経営改善計画の進捗状況の把握・確認」と「計画と実績の乖離を補正するための対応策」、これらを的確に理事長等の執行部に助言・指示することが必要だと考えております。

従いまして、理事会の定期的な開催による意思決定が困難な状況の避難的な措置といたしまして、理事会の下部組織といたしまして、理事の所属する団体の職員の中から、各理事が推薦する幹事を指名したうえで、幹事会を設置いたしまして、間接的ではありますが、理事会の活性化を図りつつ、経営の透明化・適正化を求めるものといたします。

最後に、「事業執行法の見直し」でございます。

収支の改善を図るためには、事業執行方法の見直しが必要不可欠であると考えておりまして、収益性の高い事業地への重点投資、あるいは外注先選定方法の見直し、入札制度の導入、民間企業との提携、あるいは経営委託等を議論・検討することが重要であります。

このことにつきましても、運営体制の見直しと同様に、継続して議論・検討をすることが必要であると考えております。

また、従来から国からも指導を受けております入札制度の早期導入を始めといたしまして、既に県が実施している公募型プロポーザル方式による経営委託等につきましても、公社に適した内容に充実することも含めて、それを対応することも求め、透明性の確保とともに、経費の削減に努めるよう求めるものといたします。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

本日の委員会には、弁護士の橋本勇特別委員、それから金子委員、両委員が欠席されておりますが、事務局の方で事前に何か意見をいただいているようですので、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、事務局の久武でございます。

ご案内のようにご提出をしておると思いますが、『高知県森林整備公社経営検討委員会』中間報告書(素案)に対する考え方、お名前を書いてないのは、金子先生のご意見でございます。

それから、もう1枚渡してありますけども、「森林公社に対する財務支援について」、平成22年9月8日付けでございますが、弁護士の橋本勇先生の方からペーパーをいただいております。読まさせていただきます。

まずは、金子先生の方からでございますが、
(以下読み上げ説明)

平成22年9月10日に開催される第8回「高知県整備公社経営検討委員会」につきましては、私、金子は所用により欠席しますが、中間報告書(素案)について事前に事務局から説明を受けましたが、「有利子負債の繰上償還」につきましては、もう少し法的な解釈をより正確に整理・記載すべきであると考え、別紙のとおり修正案を提出させていただきますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

なお、この考え方の具体的な理由は下記のとおりです。

<繰上償還の財源について>

貸付金、補助金が考えられるが、貸付金による方法が問題が少ないと思われる。

<根拠>としまして

貸付金による資金援助については、その適法性も問題となりうる。もっとも、貸付金についてその償還可能性が全くないことが明白という場合であれば格別、そうでなければ県の合理的な裁量に委ねられていると考えられる。そして、県の調達金利より有利子負債の金利の負担が大きければ、結果的に県民負担の軽減に有益であることから、議会の了解を得て実施するのであれば、県の裁量の逸脱・濫用はなく、違法ではないと考える(参考となる裁判例としては、高松高裁平成18年7月13日判決、名古屋高裁平成16年9月29日判決がある)。

補助金による資金援助については、県が損失補償をしている有利子負債への援助であり、負債全体の償還性に疑義があることから、実質的には県の債権放棄とも評価される。そこで、仮に実施するとすれば補助金を支出する要件である公益性についての十分な議論・検討が必要であるし、透明性及び責任の所在の明確化も必要となると考えられ、慎重な対応を行うべきである。

次のページですが、別紙としまして修正案を書いていただいております。これも読まさせていただきます。

2. 速やかに対応すべき公社経営改善策

(1) 不採算林に係る有利子負債の繰上償還

公社の有利子負債については、平成21年度決算期で約90億円の残高があり、平成21年度に支払った利息は、約2億円にも達している。

一方、国の支援策について、一昨年の国(総務省、林野庁)と地方府県代表(秋田県、京都府、高知県、大分県、鹿児島県)で構成した「林業公社の経営対策等に関する検討会」

において、地方府県代表の強く要望した特別交付税の充実・拡大策が、平成 21 年度から実施されており、その充実・拡大された特別交付税措置の結果、高知県としては、多額の特別交付税の増額措置が受けられることになっている。

当委員会として、速やかに対応すべき公社経営改善策として、この特別交付税の増額相当額を有効に活用することが、必要不可欠であると判断し、この増額された特別交付税を財源に、日本政策金融公庫の借入金の繰上償還を行い、支払利息の軽減を図ることを求めることにする。

また、その繰上償還財源に対する県の支援方法としては、県の補助金または従前同様の県の無利子貸付金が考えられるが、返済義務を有しない県の補助金ではなく、従前同様、返済義務を有する県の無利子貸付金を財源とする方法により、金利軽減のための支援をすることが望ましいと判断した。

その理由・根拠として、下記の 3 点が挙げられる。

① 公社にとっては、繰上償還することによって有利子負債元金が減少し、支払うべき利息が軽減される。また、現在、公社の支払利息については、県が全額支援をしており、有利子負債を繰り上げ償還することによって、支払利息への県の支援額が軽減され、その軽減分については県が資金調達する経費も不要となり、最終的には、県民負担を削減する効果が見込まれる。

② 日本政策金融公庫等の全ての有利子負債は、その借り入れに際して県の損失補償契約が必須条件とされていたため、全ての有利子負債の借入について、県の損失補償契約がなされており、万一、公社が償還不能に陥り日本政策金融公庫等が損失を受けた場合、県がその損失を補償するという性質を持っており、県が負担せざるを得ない債務にもなり得るものである。

③ 仮に県の補助金を財源として有利子負債を繰上償還するとすれば、上記②のとおり、その有利子負債は県が損失補償をしている負債であり、将来的に県の債権となる可能性のある債務を解消するための支出となることから、補助金での支出については問題が大きいと考えられる。

上述のように、検討した結果、今回の繰上償還については、公益性の問題があり補助金ではなく、県の無利子貸付金を財源とする方法で支援することによっても、公社の長期固定負債に対する県の負担及びリスクには変動を来たすことがなく、金利だけが早期に軽減される方法による支援の実施が望ましいとの判断に至った。

それから続きまして橋本先生のところですが、同じく 2 ページでございますが、続けて読ませていただきます。

前回の検討委員会における私の発言が冗長で分かり難かったと思いますので、改めて整理してご説明します。

1 委員会のスタンスについて

本委員会は県が設置したものであるため、県の立場で考えるのが基本だと思いますが、それだけでなく、県民の目線で第三者機関として意見を述べることを期待されているものと思います。

考え方の順序としては、これまで公社が行ってきた事業を継続する必要があるのか、継続する必要があるとした場合に公社という組織を維持することが必要かつ適切なのか、公社を維持するとしたときに公社は何をなすべきなのか、県としてなすべきことは何か、それは法律上、財政上可能なのかというようなことになるのではないかと思います。

2 繰り上げ償還について

① 県が損失補償している借入金を繰り上げ償還するために、その財源を県が手当てせざるを得ない場合に、その手当ての財源を起債に頼るということであれば、県から見た実質は、借り換えと同じだと思います。したがって、この場合には、現在の借入金の利率よりも起債の場合の利率の方が低くなければ意味がないことになります。

② 公社が繰り上げ償還を行う場合には、その財源を県から公社に貸し付けるか、補助金として交付するかということになると思います（理論的には出資ということもあり得ますが、現実的ではないように思います）。

貸し付けというのは、返還してもらうことを約束して金銭を交付することですから（民法 587 条）、貸し付けの段階で返還されないことが危惧される場合は、それでも貸し付けることが必要であり、合理的であるという理由が必要です。そのような理由がないにもかかわらず、漫然と貸し付けを行うことは、民事的には執行機関の任務（地方自治法 138 条の 2、民法 644 条）違反であり、刑事的には背任（刑法 247 条）の問題となります。本件においては、県が損失補償をしている債務について、主たる債務者に資力がなく、かつそれを存続させることに必要性和公益性があるかが最大のポイントになると思います。これについては、金子委員が『高知県森林整備公社経営検討委員会』中間報告（素案）に対する考え方」で述べておられる「県の調達金利より有利子負債の金利の負担が大きければ、結果的に県民負担の軽減に有益である」との判断は、後記④で述べる三セク債発行の要件である「県の財政の健全な運営に資する」こととも一致するものであり尊重されるべきであると考えます。

補助金として交付するときには、それに公益性があるかどうかということが問題となります（地方自治法 232 条の 2）。本件の場合は、不採算林に係る繰り上げ償還の財源を補助することにはいかなる公益性があるのかを慎重に検討すべきこととなります（上記金子委員の考え方参照）。

③ なお、公社が返還する代わりに、損失補償をしている県が直接金融機関に弁済するという方法もあるように思います。これは、金融機関から公社に繰り上げ償還の要求があり、それに応じないときは、公社が破綻するという状態において、利害関係のある第三者として弁済する（民法 474 条）か、補償債務の履行として弁済するかということですが、後者

の場合は補償契約においてそれが可能とされているかを検討する必要があります。

④ 県の財源調達の一つの方法として、三セク債を発行するという方法があります。この起債を行うためには、まずその使い道が「県の財政の健全な運営に資する」ことが必要ですが、その他に議会の議決、総務大臣の許可を得なければならず、総務大臣の許可を得るためには様々な資料を提出して、それが合理的なものであるかどうかの審査を受けることになっているほか、公社についても一定の手続きで再生を担保することが要求されています。このように、普通の起債よりも遥かに複雑な手続きと実態要件が要求されているのは、この起債によって調達された財源の使い道に公益性があり、妥当なものであることを予め十分に検討しておき、後で司法判断を受けることとなった場合にもあわてなくて良いようにということだと思えます。

以上、でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

中間報告の内容をどういうふうにするか、ということについて議論をしていただきたいのですが、橋本勇特別委員、それから金子委員のご意見、それから修正案、これは素案の中の、特に2の速やかに対応すべき公社経営改善策の(1)有利子負債の繰上償還の部分についてのご意見、修正意見だと思うのですが、もちろんその問題、議論していただかなきゃいけないんですが、最初に中間報告の内容全体、こういう構成、内容の報告でいいかどうかというのを、特に先ほどの速やかにやるべき措置の(1)のところについては、また具体的内容を修正することにしなくちゃいけないですけども、まずは全体的な内容についてご質問、ご意見等ございましたら、出していただきたい。

はい、どうぞ。

(戸田委員)

私は、山側からの意見ということで、少し述べさせていただきたいのですが、特に今回の中間報告に対して異論があるということではありません。

むしろ大変ここまで取りまとめをされた委員の方々には、改めて敬意を表したいと思います。

ただ、この基本方針の中の第1項にある、森林資産の厳格な査定の実施、この資産査定による区分の明確化、この件について山側としての少し意見を述べさせていただきたいと思えます。

当然、この一方の部分については分収林経営という、いわゆる基本的なものの中で収益を見込んだ経営であるという部分は最たるものでありますから、当然、不採算林として明らかに査定をされた時点で、契約のその団地の経営分離というのは、これは避けられないだろうと思えますし、具体的にはその契約の解除や、あるいは事業執行要領を含めて、私

は検討されることは当然だろうと思います。

ただ、もう一つは、有利子負債の繰上償還の条件の中にも、経営分離という上で契約解除の条件も含まれておるといふふうに承知をしておりますから、これは当然こういうことになるだろうと思います。

ただ、私が危惧をするのは、その後のいわゆるこの当該分収林の今後の管理責任という上において、多少気になる部分がありますのでその点に触れたいと思います。

まず、県の進めてこられた整備公社の分収林が1万5千ha、それと同時に国がこれまで進めてきた、現在森林総研が事業経営をしておる水源林造成部分、これが1万5千haですから、併せて分収林というのは高知県に3万ha存在をするわけです。

つまりそれは民有林の人工林の10%に相当するものでありますから、私は、極めて位置付けは軽視のできない部分があるだろうと思います。

そうしますと、公社の不採算林というのが、もう認定をされる部分というのが当然あるわけですが、整備公社、森林総研の進めてきた水源林造成を含めると、仮に20%が不採算林に相当するということになってきますと、それだけで6千haの面積が出てくるわけですので、つまりこの6千haが未整備森林、もう一つ踏み込むと放置森林化をしたり、あるいは荒廃森林に今後繋がるということになりますと、これは治山や治水、環境保全という観点からも、仮にも公的資金を使って進めてきたこの造林が放置化をされたり、あるいは荒廃に繋がるようなことになると、私は、債権上の負担の減額という評価と裏腹に、放置をすることに対して新たな県民なり国民の非難というのは、避けられない部分が出てくるんじゃないかというふうに思います。

そこで私が申し上げたいのは、今後の森林管理責任をどう構築してそれを引き継いでいくのか、例えば今、政府の森林・林業再生プランのなかで森林整備計画というものは大幅に抜本的に、改革をされるべきだということに議論をされておるわけですから、これは、分収林ともう一方で、それぞれの森林所有者の放置森林やそういう荒廃森林とともに、どこかで一体的にきちんと議論をされた上で、管理責任というものが引き継いでいかれる方法というものが、私は必要じゃないかと思います。

というのは、今の中間答申の中でそういう文言を盛り込むべきだとか、そういうことではないわけです。最終的には、将来の管理をどう手立てをして、これをやはり持続可能な森林経営に繋げていくかということは、我々の答申の中でも、どこかで最終段階では触れるべきではないかという思いがいたしますので、そのことをちょっと申し上げたいということでもあります。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

今の問題をどう考えるかということは、またあとで何かご意見があれば出していただきたいです。

その他の、まず中間報告の構成、内容についてほかにご意見、いかがですか。ございませんでしょうか。

どうぞ。

(武田委員)

前文の問題点の整理のところなんですけど、悩ましい状態が、もう少し悩ましいというふうによく整理していただけたら、逆に手間取っていることの、ある程度時間がかかっていることの説明が付くんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

その手間取り方というか、全ての問題が錯綜していて非常に解決が付きにくいことを、3行くらいでパッとまとめられているところを、もう少し書き込んでいただけたらいいなど、私は思います。

それから、今の戸田委員さんの話と一緒になんですけど、中間報告の中に、いわゆる公益性に関する記載が、私はちょっと見当たらないと思っているんですが、この森林自体というか森林整備公社がやってる作業の公益性というのものについては、何らかの我々、一定の認識を示さなくてはいけないんじゃないかなと。それが最終的に例えばの話が、不採算林なんかの管理責任とか、そういったものに繋がっていくのかなというふうに思います。

あと、難しいんですけど、基本方針から5番までというのは、ホンチャンというか、最初の方と全く逆の結論が出て構わないと理解して今日議論してかまわないのかと、例えば、一番極端なことだと、早急に森林整備公社は解散を制御すべきだとか、そんな結論を、出るかどうかは別として、私はほとんど出ないと思ってますが、ただ1から5番についてもそういったスタンスで議論してかまわないのかな、ということを確認させていただきたいです。

でも、あとの議論をこれが縛るようになったら非常に困ると思いますので、それを確認をしたいと思います。

ついでに言いますと、確か存続なんですけど、これは積極的でないというニュアンスを私は受けているんですが、積極的でないけど存続、というニュアンスを受けているんですけど、そういったニュアンスのところを基本方針のところにも若干でもにじみ出るような表現があれば、私としては嬉しいというか、委員会の議論を反映するんじゃないかなと思います。

あとは、有利子負債の繰上償還の方はまた個別のことになりますので、個別のことはまた別途お話ししたいと思います。

(根小田委員長)

はい、分かりました。

ほかにも、少し後で議論をさせていただきますけど、他に何か中間報告の内容、書き方についてご意見ございましたら。

今の武田委員のご意見は、前文のところでもう少し何か書き込むというか、おっしゃいましたように具体的に例えばこういうことをちょっと付け加えた方が良い、というようなところをございましたら、出していただくとありがたいですね。

それから、公益性についても確かに公社の事業を見ますと経済的な収益をもちろん考えつつ、公益的な部分を両立させようみたいなことがありましたから、今後のことについても新公益法人に移行するということであれば、やはり事業活動の中で公益的な部分がどうしても入ってくるわけで、そういう点で公益性ということについて、少しどこかで文言として入れた方がいいということで、どの辺にどういう形で入れたらいいか、何かご提案があれば、出していただくとありがたいです。

(武田委員)

というか、逆に触れてないのに何か理由があるのかなというのが、私の。公益性の方からちょっとお話ししますが。

(根小田委員長)

特に、なかったことに理由があるとは思わないんですけどね。

(武田委員)

と、ということです。

ですので、もし書き込むとすれば、公社のあれでいう公益的立場とか、それもあつて解決が遅れるんだ、というふうに突っ込んだらいいと思います。

それから、先ほどの具体的に何を書き込んだらいいかということですけども、ここまで到達した雰囲気として、私としては、これは議論半ばであつて、中間報告は無理やりまとめたんだよというニュアンスを出していただきたいと思うんです。

それと、非常にまだ議論が煮詰まってない部分とか、煮詰まっている部分とか、混在した中での中間報告ですので、これは私の考えてきた文章ですが、「議論は半ばではあるが、今まで行った検討の中で各委員間の最低限の共通認識となったものを以下に整理し、本委員会の最終報告を待たずして、直ちに実行に移すべき、ないしは実行するための具体的検討に入るべき事項として提示する。」というような文章を前文の中に入れてらどうかと思います。

(根小田委員長)

はい。私の、中間報告についての理解を言いますと、中間報告というのはあくまで中間報告であつて、今までの委員会、この新年度に入ってからどういう問題についてどういう議論をしてきたかと。現在、検討課題としてどういうことがあつて、今後こういう問題について検討していこうとしている、というようなことを、あくまでも中間報告ですから、

それを議会なり県の方に対して委員会として報告すると。

ただ、繰上償還のところについては、放っとけば放っとくほど利子負担がどんどん大きくなっていきますので、やれるなら早いことやった方がいいので、具体的にこういう方向でやったらいいのではないかと考えています、というようなことを報告すればいいのであって、それ以外の部分については、今後の検討課題を何か整理しているというふうな性格のものだと、私は考えているのですが。だから基本方針の部分についても、今後の検討議論の中でこの基本方針を、一応ここでは5点整理されてますけども、これについても、この部分についてはちょっとこれではいけないよ、ということがある可能性も全然ないわけではない、というように私は思っているんで、そんなに確定的なものというふうには考えてないですけど、いかがですか。

公益性と前文の書き方については、武田委員のご意見も一応良く分かりましたが、うまく武田委員がおっしゃっているようなニュアンスを書き込むことができるなら、もちろん書き込んだらいいんですけども、今日まとめるということで、この会議の終了までに上手に文章の修正なんかができればやっていただきたいと思いますが、難しければ、武田委員のご趣旨は今後の、中間報告ではなくて、いずれ最終的なまとめが要りますので、その時にきちっと武田委員のおっしゃっている趣旨のことが入るように考える、ということでもいいんじゃないかと思っているんですけども、いかがでしょう。

(武田委員)

一点だけ言葉づかいなんですけど、全体が理解できましたので。真ん中です。「下記のとおり基本方針を定めるとともに」っていう言葉が、これに私はちょっと引っかかっているんですけども、基本的な方向性を持っているとかいう、ちょっと柔らかくしていただければ。これだと基本方針は決まっています、あとは各論をやっただけなんだよ、というニュアンスになりますので、そこのところだけをちょっと考慮いただけたらと思います。

以上です。

(根小田委員長)

分かりました、今のご意見、今後の表現を、こういう基本的な方向性で今後議論を進めていくと。基本方針を定めたように言っちゃうと、このところがもう全く変更できないとか、ガチャと枠をはめたみたいな感じになるので、そこら辺のニュアンスをちょっと、もう少し和らげるような柔軟にするような書き方をちょっと考えてほしいです。私も取り組みますけど。

(戸田委員)

今日は中間報告ということですから、今日、現在における我々の課題や、そういう共通認識、そういうものがウエイトを占めるという認識で、私はいんじゃないかというふう

に思います。

つまり、現状における課題や共通認識というものを、やっぱりきちっと面前に出した中間報告であっても、私はこれは差し支えはないんじゃないかと、こういう思いがします。

(根小田委員長)

はい。

今のところの最初の、前文の真ん中あたりのところと、それから基本方針のところの最初の文章、ここのところをちょっと、整合性がとれるように、少し柔軟なニュアンスに。

つまり、基本的な方向はこうだと。それで、骨子を定めましたかのように言っちゃうと、ちょっと今後の検討の幅だとか柔軟性がなくなる可能性があるんで、そのニュアンスはちょっと出るように、僕の方も少し考えてみます。

はい。

(事務局)

すみません、各委員さんの、今のご意見に対してのご意見をいただきたいと思います。

で、委員会としてそういうことになれば、特に中間報告、これが中間報告であるということには、別にこだわっておりません。先ほど武田委員さんが言われた、今までの検討の中での共通認識というような形でも結構ではないかという認識で、各委員さんのご意見も賜ると考えております。

(根小田委員長)

はい、ほかは。中間報告の全体の構成・内容・ニュアンス・その他、そういうことについて特にございませんですか。

そしたら、橋本勇特別委員、それから金子委員のご意見があつて、特に「速やかに対応すべき公社経営改善策」の(1)のところですね、有利子負債の繰上償還の部分の、この記述について、金子委員の方から修正案が出てますが、この辺のところについてのご質問、ご意見ございましたらお願いしたいです、いかがでしょう。

(武田委員)

私も、基本的にはこの考えで全く正しいと思ってます。ただ確認したいことが。

「交付税が増額された」というのが、この問題で、無利子貸付による利子補給での交付税と、それから、有利子負債を補助する補助金に対する交付税とあったような説明を受けてるんですが、この増額したというのは、両者を使うのかどうか。2億4千万円をまるまる使うかなというのは、ちょっと理解できないのと、それから細かく言うと、正確に言うと、金子さんが書かれてる文の中で、金利の部分、繰上償還をした金利の部分だけが有利なんであって、例えば、県に残るはずの交付税が公社に行ってるっていう、それだけの、

ただ付け替えだけ。言い方を変えれば朝三暮四みたいなニュアンスに私は受け取るので、その辺をもうちょっと明確に書いていただければなと思うんですけども。

まずどの部分、2億4千万円をまるまる使うんだったら、例えばこれ、県でかかっているコストに対する国からの補助だと私は思ってるんですが。

それから、有利子負債の利子補給も、利子補給した分のうちの1/2という上限5億円のうち1/2、詳しい補助要綱は知りませんが、それに対する補助を受けてる。

だから逆を言えば、県からは2億数千万円の利子と、それに更にまた、この2億数千万円の財源としてただ出て行くのかなというのは、これは確認をしたいところです。というか、それはちょっと明確にしておかないと、何か。實際上、県全体としての負担というのは、繰上償還した借入金の利息だけなんだというのは、はっきり認識するようなことにしておいていただきたいと、私は思ってます。

(根小田委員長)

事務局、ちょっと今のところで説明できますか。

(事務局)

特別交付税につきましては、今までご説明をしてきましたように、国との協議の中で、今まで上限2億円ということと、対象が20%。

武田先生がおっしゃっていただいたように、無利子貸付に対する当時の支援、4月1日付けの長プラを参考に、その金利が県が調達した金利だということと、高知県の場合は約半分をいただきます。

それからもう一つ、利息に対してですが、利子補給をしてる場合については、その実際の調達金利の約半分、高知県については約半分。これについては若干、各県率が違うと。

なぜかという、高知県はほぼ、長伐期をするという計画を立ててますんで、ほぼ100%で、50%。例えば長伐期化を半分しかなければ、1/2の1/2だというような計算をしております。

これについては、林業公社の施業、施策に対する総務省の支援策ということを考えております。先ほども言いましたように、今回については、その20%の対象が50%に、2.5倍増えたということと、上限が今まで2億円だったというのが、5億円に上限アップされたということ。

昨年、県の方は今まで、賛助金という形で公社に対して支援をしてましたんで、これについては特別交付税の対象にならないということとございましたんで、せつかく、地方が声を大にして、特別交付税の拡充をいただきましたので、元々、公社の方で長期固定負債ということで借入金処理をしておりますし、県の方でも債権管理をしてましたんで、それについては正式に貸付金に替えることによって特別交付税の算定に込みになる。

ということで、当時考えておりましたのは、約1億8千万円ぐらいの増額が図られると

ということで、当初、21年度ベースで考えていましたが、1億1千万円程度だったんですが、それが2億9千万円程度ぐらいまでに増えるだろうということで、考えてました。

先ほど言いましたように、今回の実績ベースで言いますと、金利が下がっている関係で、若干、今年、22年度に交付税措置が受けられるであろう金額については、約2億4千万円弱ということをはじいておると。

これは、まだ国の方が確定をしておりませんので、申請をすれば今まで減額された所がないので、約2億4千万円ぐらい県の方にいただけるだろうということなんで、これについては、調達金利はゼロだというふうに理解をしますんで、ほぼその場合は、借入金利が約2.4%強ございますんで、この利ざやが、結局は高知県にとってメリットがあるということを考えてまして、少しでもという形で、調達金利についてはゼロという理解をしております。

それについて、すべて元々、このように公社について、今のところ収入がございませんので、公庫の償還財源については県から全部、貸付金等々で支援をします。

必要な経費だということで、支払利息についても県の補助金を流しているということで、必要経費的なイメージになってますんで、これはもう固定費だということなんで、できるだけこの支払利息を減らすためには、元金を、有利子負債を減らしていかないかということ、特別交付税を全額使わせていただいて、これで繰上償還の財源に充てると、かなりの金利軽減効果が出てくるだろうなというふうに考えておりまして、これをするによって県民負担が、最終的には結構大きな金額で負担が軽減されるという理解をしております。

(根小田委員長)

仮に、その金子委員の修正案を全面的に採用するというにしましたときに、武田委員、この金子委員の修正案の記述にどのような問題がありますか。

(武田委員)

これ、書きぶりの問題だと思います。これ、金子委員のは、元々の原案の方もそうですが、私は書きぶりの問題だと思ってるんですけども。

そもそも委員会では、繰上償還したらどうというのが先に来て、財源の方が後に来たはずなんですけども、これは財源の方が先に来ちゃってて、財源の範囲内ということなんです。基本的な手法としては、繰上償還による金利軽減というのは、財源があれば全額やったらいいんじゃないかと私は思うぐらいの効果があるものなんです。例えば不採算林を、契約解除とかそういう前提なしで、全部できるんなら全部やったらいいというぐらいに思ってます。

ただ、それがまず前に来て、ただし、財政状態の厳しい高知県においては、この範囲内で補助したらどうですかとか。補助というのは、貸し付けして対応したらどうですかとい

う書きぶりの方が、分かり良いんじゃないかというのが一つです。

(根小田委員長)

全体のこの、改善策全体の素案で出していただきましたように、その中ではどういう書き方になってましたですかね、この有利子負債の審議というか、これは全体に、できるならば繰上償還にした方がいいんだみたいな書き方をしましたか。

有利子負債はできるだけ、可能な限り圧縮した方がいいんだと、そういう書き方をしたと思うんですね。ただ、その方針をそっちの方で書いてるので、確におっしゃるように書き方の問題なんで。

繰上償還というのは、もうやるに越したことはないんだと。ただ、財源上の問題があるので当面はこれだ、みたいな書き方にした方がいいってということですね、はい。

(事務局)

基本的に説明不足かも分かりませんが、政策金融公庫については、財政投融资を使えますんで、基本的には繰上償還を認めないということでございます。原則は認めません、ということでございます。

ただこれは、先ほどちょっと述べましたように、国と地方との協議の中で、繰上償還を認めろということで、代替的に任意繰上は認めないということで、今も国の方はスタンスは変わっておりません。

それに代替する案として、繰上償還についての拡大解釈をした上で、そこを使っていたかどうかということでございますんで、基本的には、先ほども武田委員さんが言いましたように、契約解除というのが前提でございますんで、金額もあるんですけども、なかなか高知県の方は財政的に厳しいところがございますので、めいっぱいというか、財源がなかなか構えられないということで、公社のためにいただく交付税を限度に使わせていただければなど。

で、東京の橋本弁護士がおっしゃっているように、三セク債を使うというのも有り得るんだらうと思いますが、ちょっとそこまで議論が進んでないところがございまして、とりあえず、財源がある限りの中で繰上償還をするというような理解で看過をしている。

(根小田委員長)

前にもらった「素案⑦」の34ページには、繰上償還の項目があつて、一応書いてますよね。なので、もし武田委員の今のご意見を生かすとすれば、その不採算林に係る、文章の最初のところで、「こういう有利子負債については、繰上償還するのは望ましいけれども財源の問題もいろいろあつて」みたいな、皆さんがよければそういう一言を少し加えてもらえれば、ニュアンス的に。

それをちょっと考えてくれますか。

(事務局)

はい。

(根小田委員長)

ほかはいかがでしょうか。

私はちょっと、金子委員にせつかく修正案を書いていただいて、申し訳ない感じもするんですが、金子委員の修正案を全面的に対応を仮にするとして、最後のところの文章表現が、ちょっと僕は分かりにくかったんですけど。

一番最後の、「上述のとおり」云々のところなんですけれど、文章の表現ですけど、「～支援することによっても、公社の長期固定負債に対する県の負担及びリスクには変動を来たすことがなく、金利だけが早期に軽減される方法による支援の実施が望ましいとの判断に至った。」

ちょっと何か。事務局、どういうことをおっしゃってるのか。

(事務局)

これは弁護士の金子委員さんも、橋本弁護士も、同じ考え方だったと思いますけど、県には今、公社に対して、長期負債が約 270 億円、280 億弱ありますということでございます。

で、これについては、先ほども言いましたように、有利子負債が 90 億円あるんですが、これについて損失補償をしますということなんで、最終的に公社が支払わなければ、その損害は補填をしなければならないということで、ついでには県の債務になる可能性があるということでございますんで、有利子負債を無利子負債に替えたとしても、県の、公社に対する借入金リスク、いわゆるその 270 億円というのは変わらないですよ。

という前提がまた、そこが 270 億円が例えば 300 億円に増えるということになると、県はその元金を増えたリスクを負いますので、それは困難であろうかと。

で、今の 270 億円は、無利子負債であろうが有利子負債であろうが、割合が変わるだけでしょうということで、270 億強に対する県のリスクは同じだというような、まず前提に立っておられるということの書き方をしているという理解をしています。

(根小田委員長)

はい、分かりました。今の説明でちょっと理解できました。

そういうことなのですが、中間報告、いろいろ最初はちょっとニュアンス、委員の方々からのご意見を入れて、書き方を多少工夫していただいて、それから有利子負債の繰上償還の部分については、これ、金子委員の修正案を採用するということによろしいですか、いかがでしょう。

そういうことで、よろしいですね。もしよろしければ、そういう形で少し文案を事務局の方でちょっと考えていただいて、今からこの会議終了までに、大体文案を作ってくださいか。

(事務局)

はい。

(高村委員)

一点だけ、すみません。

この特別交付税による軽減ですけど、繰上償還なんですけど、これは平成 22 年度、こういうふうな繰上償還するというふうな、そういうニュアンスで書かれてる。

これは 22 年度だけで、その後はもう全然ないのか、あるいは継続的にこういう繰上償還をしていくのか、そういう、結局どれくらい経てばこの有利子負債がなくなるという目途でやっていくのかというふうな、そういう話が全然なくて、22 年度はこうしますだけでいいんでしょうか。

もうちょっと長期的な、何か展望が書かれてる方がいいような気がするんですけども、書けないんでしょうか。

(根小田委員長)

私の理解としては、長期的部分というのは引き続き検討・議論をしていかなきゃあないなあと考えてますけど。

ともかく今は、可能でできることを。

(高村委員)

だから、22 年度だけの話でいいのかっていうことです。

(根小田委員長)

いや、だけどそれね、22 年度だけでもやれる条件があればやっという方がいいという話じゃないか、というふうに私は理解しています。

(高村委員)

分かりました。

(事務局)

事務局の方から少し補足をさせていただくと、先ほど言いましたように、公庫の方は繰上償還については認めてないということでございますので、今のところ 22 年度については

認めていただいたということでございますので、認めていただく方向で国の方が公庫の方に指示をしております。

23年以降については、またそのところは、地方と全国組織の中で同じような要望というか、していかなければならない。

今のところまだそれ以降については、先ほど言いましたように、契約解除をした段階では義務的な繰り上げで、反対に、繰上償還をしなければならないんですが、事前のこういう、契約を解除する前に繰上償還が認められるというのは、これから要望していかないといけないということで。

我々としては、1回やったものについては、事例的には継続されるんであろうなという理解はしてるんですけども、まだ国の方が方針がちゃんと明確に出てないところがございまして、先ほど委員長が言われたように、22年度についてはこれでということで。

その間にまた、国の方との協議を進めていくと思いますので、最終的なプランの中で、ご議論の中で、一定の方向性が見えればというふうな議論をしていただければ、少しぼけた様相の中で、制度上分からないところもございまして、いかがなものかなというような理解をして考えております。

(高村委員)

あと、この特別交付税っていうのは継続的に出るのでしょうか。

(事務局)

これについても、18年度に実は始まっておりまして、基本的には、我々の方は総務省が所管をしておりますので、総務省の担当者クラスでは、当分続くというお話はいただいておりますが、ご説明させていただいたように、特別交付税、今度、三セク債というの、こういう公社に含めて支援策が出て来ております。

今のところ並立をしておりますので、同じような特別交付税がございまして、25年以降になるとどうなるかっていうのは、ちょっと危惧をしてるところでございまして、現実としてはとりあえず、当分は続くという言質をいただいております。ペーパーではないので、正規なコメントではないんです。

そういう方向では理解をしております。

(根小田委員長)

よろしいでしょうか、はい。

ほかは特にないようですから、それならちょっと事務局の方、中間報告の文案を。その修正案の入れ替えの部分と、あとその他、多少の文言の部分をお願いしたい。考えていただけますか。

それでは引き続き、前回からの継続で、今後の公社経営の在り方についての議論に入り

たいですが、ちょっと5分ほど、区切りのため休憩をさせていただきたいです。

(休 憩)

(根小田委員長)

先ほど、中間報告についてはご議論をいただいたんですけど、これ確認でございますけれど、委員会として、文言等を中心に整理してもらっておりますが、委員会としてああいう中間報告を出すということで、ご了解いただいてよろしいですね、はい。

そういうことでよろしいでしょうか。それでは委員会として、ああいう内容の中間報告を、県民の方に提示するということをしていただきたいと思います。

それでは、前回からの引き続きの検討、今後も続けていくことになるかとは思いますが、今後の公社経営の在り方について、少し議論をさせていただきたいと思います。

最初の中間報告のところで、戸田委員が出されたご意見について、取り上げてご意見を伺うのをちょっと忘れておりましたが、戸田委員のおっしゃったことは私も思っております、これ、不採算林の契約解除したあと、どう対応するかという問題が残るわけですね。

で、私はずっと以前から気になっているんですけど、今の森林整備公社の経営の在り方、今後の事業の在り方みたいなことを考えてるわけですが、やっぱり今の不採算林の問題も考えてみると、これ県なり国なりの森林政策全体との関連が、そのところが常に何か問題になるような気がしてるんですね。

それで、今の戸田委員がおっしゃったことは確かにあり、まさにその問題であって、これは国・県の森林政策全体の中で、仮に公社として不採算林を切って、切り離して経営を考えるとしようとした場合に、その不採算林の方のあとをどうするのかと、県の方としても責任を持ってやっていただく必要があるんじゃないかなというふうに記載したいですね。

そのことだけちょっと付け加えさせていただきまして、今後の公社の経営の在り方等については、武田委員、高村委員、中越委員、それぞれご意見をいただいておりますので、まず最初に、それぞれの委員のご意見を、少し改めてこの委員会でそれぞれ紹介していただきまして。

金子委員のご意見については、また、事務局の方で補足していただきたいと思いますということで、それでは武田委員の方から。

(武田委員)

実は、委員会の進め方に対するお願いなんですけど、こうやって書けと言われると、書かなければ意見がないと言われてますし、書かなきゃいけないんですけど、例えばこれをまとめるのに、おおむね1.5日ぐらいかかるんです。で、その辺の委員会の進め方というか、少し考慮していただければと私は思います。非常に時間のかかる作業をしておりますので、そ

の辺をお願いします。

それから、これは委員の方が作られたものなので、なかなか論評がしにくいというのは前にも言いましたけども、この文章として、私としてはこの文章ではこう思うというつもりで書いてますので、そのようなご理解をいただきたいと思います。

それで、まずこのプランの、アクションプランのことについてどうかという話だったんですが、存続プランでしたか、プラン案への意見ということなんですけど、先に気がついたところがあったので。

まず5ページなんですけど、私が問題にしている、公益性というのはここにちょっと書かれてますが、矢印で「公益性と経済性の両立」と書かれてるんですけども、一般的にはこういう報告書は、何ですかね、これも行数の問題だとは思うんですけども、文章にする方がいいんじゃないかなということで、「～公社は当初から公益性と経済性の実現という二つの目的を持って設立されており、それらを両立させることを求められていた。」とかというふうな文章にしていればいいのか。文章化していただきたいというのがお願いです。

それから、公社の設立目的のところ、これも委員会の議事録から私、引っ張り出してきて読んだんですが、こういう制度的な目的以外に、受け皿としての地位が非常に強かったんだということを説明受けたんですが、そのことは一応書いとかなないといけないんじゃないかと私は思います。

これは、文章による目的はそうですけども、実際の目的としては、県がなぜ、「どうして県がやらなかったんですか」という質問に対して「受け皿でした」というお答えだったと思います。

それから、これはただ私の感想を書いているだけで、どうこう言ってるんじゃないですけど、私の認識は、公社というのは県の出先機関だという認識がありますので、独立の公社というふうに、県は実際のところあんまり認識、これは単なる私の意見ですから、この報告書に対してどうこうってことじゃないですけども、それで実を言うと、このことについては役員とか、それから定款とか、そういったものの中に問題が内包されてるんじゃないかと、はなからそう思っています。

それから、次が28ページです。28ページの一番下に、「皆伐までの～」という書き方がしてあるんですけども、基本的な今の基調は、皆伐を抑制しようという基調にあります。ここで「皆伐までの期間」というんじゃなくて、「伐採まで」ですね。契約伐期とか、そういう書きの方が似合ってるんじゃないかなということですので、皆伐のところあまり、ちょっと違和感が出ています。

それから次に、「査定」のところなんですけど、先ほどの中間報告にも査定のことがありましたし、この辺は、私は非常に重要なところだと思います。

32ページなんですけど、判断基準システムをこのあとどこかで扱うのか、それともここで議論しなくちゃいけないのか。もし後でやるんだしたら、詳細についてはどこかでやって

るとかって書いていただく方が、こういうものの理解がしやすいかなということだけです。

それともう一つが、ここの項目の中に、一度前のページを見ていただくと、一番上の段のいわゆる流れ図ですけども、フロー図ですけど、一番上の「採算林と不採算林を区分する」「査定方法の明確化」というように、一応書いていただいているんですが、これはやっぱり明確化という、どこかに項を立てる必要ないのかなということを書いてあります。

「経営方針の明確化」、10. 1. 2 なんですが、これは実を言うと 38 ページの 10. 5. 1 「採算林に集中投資を行う」と、繋がってると思うんですけども、これも先ほどの話とちょっと繋がってくるんですが、不採算林を投資しないというような意思決定を、ここで何か求めているような気がするんですが。

不採算林の方がかえってお金かかるかも知れないのにと、その辺りと、まず不採算林というのは伐り出しができないような山奥であるとか、そういう条件からすると、間伐一つするのも難しいと思うし、それから、不採算林と言われてるのは基本的には、急峻な山肌とか、そういう所にある傾向が多いので、手入れ自体が通常の低い所、道端の平地にあるよりははるかに手間がかかると思うんですけども。

そういったことを、いわゆる放置というか、いわゆる放置林化するのかというのが、ちょっとではなく、非常に引っかかっているところで、このまま入っていくと、さっき言った 10. 5. 1 と繋がって、読む人によっては、「高知県の森林整備公社は不採算林分については放置する方針を出したんだ」というふうな、皮肉な読み方をされる可能性が、これはあります。

そういうことがないように、何らかの書き方をする必要はあるんじゃないかと思います。吟味が必要だということです。

それから、何度も言いますが、採算林と不採算林の定義って非常に重要であって、採算林・不採算林はこれ、経済的な面だけでの果たして評価なのか、環境面まで含めた評価をするのか。

それから先ほど委員長が言われてました、県とか国とか、森林行政で繋がっている部分、採算・不採算ということを用いて、そういう範囲内の、大風呂敷を広げるつもりなんだけど、それぐらいの問題だと思うので、この辺は皆さんでというか、もう少し検討し、県も含めてですが、委員みんなです、そういう必要があるんじゃないかなと思います。

それから、何度も言いますが、ランク付けなんですが、あれはあくまで最後の返済時によるランク付けであって、例えば、私は何かあったら、ランク付けといたら、再生産可能かとか、そういう面が重要だと思うんですけど、そうでないランク付けになっちゃうと思うので、そこのところは何度も、しつこいように言いますが、そう思ってます。

それから「有利子負債の圧縮」、32 ページの 10. 2 ですけど、ここからなんですが、例えば、一番最初の会にいただいた資料の 8、「『林業公社の経営対策等に関する検討会』の報告書」では、「利子負担の軽減」という文言を使っています。それで、全体としては、利子負担の軽減というのは一つ表題になるんじゃないかなと私は思っています。

で、利子負担の軽減として、自前での資金調達による高利率借入の償還とか、県の支援のもとでの繰上償還とか、それから債権放棄等のお願いとか、そういったふうに繋がっていくんじゃないか、物事のたてりとしてはです。

ですので、その次の「三セク債」に関することですが、書いてる人がどういう気持ちで書かれたかが分からないんですが、私は三セク債自体が、県が支援する繰上償還の一つの方法、具体的な方法ではないかと理解してます。そうすると、この同じ項目の強さで書くんでなくて、項目のランク付けが違ってくるんじゃないかなというふうに思います。

あとこれ、金子委員のコメントが入ってますので、ちょっと休ませていただきます。

(根小田委員長)

武田委員があと、ご自身のご意見を出してくれておりますので。

(事務局)

全部最初に読んでいただけたら。

(武田委員)

33 ページ、これは接続詞が、「に」の使い方がちょっと分かりにくいんですけどということです。10. 2. 4 「県・金融機関に公社に対する債権放棄の方法について」の文章なんですけども、ただ分かりにくいということです。

(根小田委員長)

文章表現のことですね。

(武田委員)

はい、そうです。

それから 10. 2. 5、繰上償還の中に、「県議会の承認を受ける」という文章があるんですが、これからすると、これ自体が県の支援による繰上償還を意識されてるのかなということ、これは確認です。

ですので、34 ページ以降なんですけど、例えば、私の考えでは「利子負担の軽減」で、こういう一つの提案をさせてもらってます。

10. 2. 1 としては「自前の資金による」、10. 2. 2 は「県の資金」、10. 2. 3 は「債権放棄」で、各々のものが、このような順序立ての方が、私個人としては理解がしやすいということでもまとめてみました。これはただ読んでいただければ分かると思います。

それから 37 ページ、10. 4. 4、「適正な報酬を支払う」。この報酬という部分、何をもって適正とするかは非常に難しいと思うんですけども、それを、評価の基準なんかを後で触れますかという、これは触れる予定かどうかは、これも私には分からないことです。

それから、「報酬が成果を保証する」というのは、理事長に報酬を支払うことによって成果が上がるという、その仕組み作りはどのようなものを想定してるのか、これも難しいあれです。

それから、「成功報酬」みたいな、例えば、報酬のうちの 50%は成功報酬に使っていることを想定されているのかなということ。その 50%が何をするのも分からないという、ちょっとこれは分からないです。

それから、38 ページに「人件費の圧縮」という項目が立ってますので、ここにはそれとの関係を少し、何かコメントが必要ありませんかと。相反する内容とか、表面的にだけ見れば相反する内容になりますけど、どうでしょうかということ。です。

38 ページの 10. 5 というのは先ほど話しましたので、私の考えは、「不採算林であっても一定の資金を投入し割り当てた森林の機能が十分に発揮されるように整備すべきである。」というふうにした。これは私の考えです。

38 ページの 10. 6、「人件費の圧縮」、これは 14 ページ、問題点のところでも取り上げられてるんですけど、人件費、どの部分をどのように圧縮していったらいいんでしょうねということで、非常に悩ましい問題なので、はっきり書く方がいいかなと。人を減らせとか、いうことです。

それから、「退職金の見直し」については、どこから、今から先の退職金を減らすのか、過去にさかのぼって見直すのか、ということが触れられてないんじゃないかと。

それでこれを、例えば公社の職員の人々の感覚、職員というのはプロパー職員の感覚だけでみると、私はそれに代弁しようと思ってるわけではありませんが、自分たちは決定権も何もなくて、事業をただひたすら遂行されるその位置は、実戦部隊なんです。

それに経営の責任を負わせて、退職金を減させろというのは何事だと。県に帰って行った内輪の理事とか、決定権のあった人たちこそ責任取るべきじゃないかという議論になりかねないので、これも慎重に考えるべきだと思います。

それから 39 ページ、「派遣職員の給与を県が負担する」ということなんですが、これは確かに金銭の面ではそれは有利なんですけど、40 ページに、公社の経営状態を透明化させろという文章があるんですけど、相反するものだと私は思います。

もしやるんならば、県が負担した給与については、そこに明示されるように、何か報告する方法を考えないと、いかにも経営成績が良くなったというふうな誤解を与えるような報告書になる可能性がありますので。

それと、県民負担がまったく分からなくなる。これだと県営林とまったく同じになる。県行造林化しないのは、少なくとも別の組織がやってるから収支が分かるんだということをよく言われるんですけど、それと逆の、まさに収支が分からなくなってしまうと思います。

それから 10. 7. 2 なんですが、「負の資産」という書き方がございます。私、今出来上がっている山は、ほとんど手入れが、手入れが悪い所もありますけれども、これは森林の専門家のかたに聞かなきゃ分かりませんが、育林費用というか、そういうものの 80%以上

はもう既に投資が終わっているのじゃないかな、と認識しているんですけども、実際財産としてお金に換算すれば、確かに財産的には、あと将来のいくつかのコストの発生、というのは見込まれますから、「負の」という言い方はできると思うんですが、その山を整備したところで、借入金、繰上償還を柱として債務が無くなるわけではない。そういう意味においては表現としては適切なのかな、という思いです。

県民のどの負担が、どういうふうに減るのかということが触れられてないですけども、私は大してこれは減らなくて、逆に山が壊れて、却ってコストが、いわゆる県民の負担というのが、いわゆる水の面とか、海の汚れとか、そういったものを全部含めたら、却って増えるんじゃないかなという気がしてるんですけど、その辺はコスト計算されてたら教えていただきたいということです。以上です。

(根小田委員長)

はい。今のいくつかのご意見については、また意見交換していただければと思いますが、次、高村委員お願いします。

(高村委員)

まず、ちょっと意見を、書いてあることを言う前に、公益性についてなんですけど、例えば私も中で書いているんですけど、分収林の管理をする時に、不採算林も現在管理しなくてはいけない状態になっていると。で、この状態がまだ10年、20年続くというふうなことになった時に、不採算、何か施業をする時に、元の土地の持ち主のかたにいろいろ了解を取って、山についていろんな施業を行うわけなんですけど、今現在は契約した本人のかたがご存命で、そのまま居られるケースが多いと思うんですけど、これからどんどん世代交代して行って、契約した本人のかたじゃなくて、そのご子孫のかたと契約を継続していきなきゃいけないというふうな状態になることが予想されます。

その時に、そのかたが高知県内のそのこの近隣にお住みであればいいんですけど、ご子孫が何人にもなって、それでいろんな所に住んでるようなケースというのが多々、高知の山林とか田舎の方では見られるんで、そういう場合に分収林の管理を行う、あるいは施業を行うという場合に、持ち主の所にいろいろ行って契約をしていくという作業自体は、非常にオーバーヘッドが高くなるのが、今後見込まれていくのではないかと気がします。なので、そういうことを踏まえると、できるだけ管理を簡素化していく、つまり、今現在管理している中で、採算が取れない所に関しては、止めていってしまう方がいいのではないかと気がして、ちょっとそれを書いています。

それともう一点あるのは、今、武田さんの話を聞いていて公益性があるからずっと継続して行った方がいいような、そういうお話があるから、というそれを踏まえて考えていった方がいい、ということだったと思うんですけど、それは分収林には限らないんですね。

分収林には限らずに、山林というもの全体について、やはりこれは公益性を持った物な

んで、山をどういうふうにやっていくか、ということをちゃんとやっていく。つまり、管理がどこに移っても、その山を継続的に県は、何か面倒を見ていく、ある程度必要があるんじゃないかという気がします。

そういうことで言うと、そこは切り離して、山林を今後どうしていくかということについては何かしら、補助金なりそういうものの手当で、そこを維持管理していくというふうな政策をやっていくべきではないかと、いう気がしてます。ということです。

それを踏まえて、ちょっと報告したいのですが、41 ページで案を、報告の全体を述べられていますが、ここで書かれてることっていうのが、基本的にこの委員会でもとまった意見ということになるのではないかと思うので、できるだけ具体的に書いていった方がいいかな、というふうに思いました。

それで武田さんの方も言われたんですが、「公社の人件費が高いので」というふうな話があって、削減していくべきだというふうな話があっても、それを読み取った人が、8 千万円が確かに高いので、3%カットしましょう、というふうに読み取るのか、もっと抜本的な、抜本的というより、大ナタを振るうのかというふうな、そういうふうに取り除くというのは、読み取る人の自由なわけですね。

ですから、私の意見、これを2 千万円というように書いているけど、これはあくまで例記で、全然公社の仕事を具体的に見たわけではないので、どこまで、どういうふうな人を削減できるか分からないのですが、具体的な仕事内容を踏まえて、どこら辺まで削減できるかということを出しておいてあげないと、もらった人の捉え方で、いろいろ変わっていくような形にするのはどうかな、という気がしたのが一点。

特に県のかたにお話を伺うと、公社のプロパーのかたで、間伐等の施業計画を立てられてるかたが3 人おられる、というふうな話を聞いてます。

ところがそのプロパーのかたの人件費が年収にすると、6 百万円から7 百万円ぐらいあり、結構高い金額じゃないかと思うのですが、例えば同じように森林施業をするようなことを、森林組合のかたにお願いすると、多分そのクラスのかたじゃなくて、もっと多分年収3 百万円台ぐらいのかたがそういう計画を立てるような職に就いておられるんじゃないかと思うので、そういうことを外部に委託すれば、安くなるのではないかということと、それから施業計画自体を森林組合に委託する。委託するというか、提案型であれば森林組合さんなりいろんな所から、今度、この山について施業したいので案を出してください、というふうな、そういう発注の仕方をすれば、施業計画付きのプランが出てくるのじゃないかというふうな、そういうふうな仕事の出し方を変えることで、森林公社の方の業務をもっと軽くできるのじゃないかなということを書きました。全然伝わらない書き方になってるかもしれませんが、それが一点です。

もう一つは、分収林にランクがあるので、そのランクを見据えた時に不採算になるような部分に関して、先ほど言いましたように、非常に管理コストというのは今後かかって来ることが見込まれるので、不採算林に関しては、持ち主のかたに上物をお返しの方がいい

いのではないかと、いうことが二点目です。

それからもう一つ書いてるのは、分収林の管理について、1万5千haあるとなかなかできるかどうか分からないのですが、分収林の間伐をきつめに行う、つまり、かなり間がすくような形で間伐を行って、それから森林公社の方を休眠状態にさせると。で、その間分収林を放っておくわけですが、木が育って、次、施業ができるぐらいになってきた時に、休眠から起こしてあげるというふうな、そういうことも極端にすれば可能ではないかと。これをしろというわけではないのですが、そういうふうな形で森林公社の方の人件費を削減することができるのではないかと、というふうに思います。

それから、もう一つは、今、分収林の管理を書類上、文書上で行われているというふうなことを聞いてますが、それをデータベース化して、できるだけ管理に関して、人手がかからないようにしていくような工夫が必要じゃないかと。このデータベースというのは、結構作るのにも、登録するのにもコストがかかるということなんですけど、データベース登録に関しては多分、国の補助金があるのではないかと思います。

それからデータベース自体なんですけど、これを全国にいろんな分収林があるので、分収林を管理するという目標・目的で、いろんな分収林を持っておられる県と協力し合って、システムを作れば、システム開発コストが削減できるので、そういう工夫をされてはどうかと、いうことは書いてませんが、そういう気がして、データベース化をされてはどうかと、そういうことをちょっと考えましたので、それをどう書けということを書いてなくて、ちょっと、まとまってないんですけど、そういうふうなことを踏まえて、改善策をもうちょっと議論していったらどうかということのを思いましたので、書かかせていただきました。以上です。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。中越委員何か。

(中越委員)

私は、J-VER制度という、いわゆる今、地球温暖化で、CO₂を削減せよというところが結構多いんですけども、一方では森林はCO₂を吸収するという機能がありますので、これは森林整備、特に間伐をすることによって、そういうCO₂から地球を守る作用があります。そうした吸収量に対する、いわゆるクレジットをして、その売価によって森林整備の、あるいは山元へ還元していこうという制度なんですけども、今、仮にこれは県が試算したんですけども、例えば、スギの50年生の20haの森林を5ヵ年間、4haずつ間伐をした場合に、例えば1本当たり2万円、大体1本の金額で売買が現在のところされているんですけども、これが高くなるとか、安くなるとかいうことは別として、仮に2万円と試算すると、20haでha当たり58万円ぐらいの試算が出てます。

これは売り上げだけですので、それに対するコストはまた別途かかっていくんですけど

も、こうしたことにも、ぜひ高知県がいわゆる「協働の森」という団地でそういったことも進めていますので、公社でも取り組みをして、なんとか経営の改善につなげていきたい。

また、今後、新公益法人への移行の検討をするわけですが、そうした公益性という森林のそういったものを、事業に取り組むことも必要ではないかと思っておりますので、以上になります。

(根小田委員長)

はい。委員のかたのご意見いろいろいただきましたが、いかがですかね、ほかの委員のかた。ご質問があれば。ございませんか。

まず、私が思っていること、大概いろいろ多岐に渡って、ご意見いただいたんですけど、森永委員、橋本委員にお願いして、作っていただいたたたき台ですね、今後の改善策について。これについて、私はこういうふうに受け止めているんですが、原案を考えていただいた両人の方は、いろいろ理論上、あるいは考えを、改善策、そういうことを考え方をずうっと出していただいたと、提起していただいたと。

で、その中で今後の公社の何か、事業なんかを考える時に、出していただいた方策の中で、どれを主として取り上げるか、採用するか、というふうなことは、これからこの委員会の中で議論していったらいい問題じゃないかな、と私は考えておるんです。つまり、重要度とか、緊急性だとか、優先順位だとか、やっぱり違うと思いますので、今後は公社の事業、経営の在り方、経営方式の在り方をどう考えるかによって違ってくると思いますので、そういう性格の物じゃないかなと、たたき台については、考えておりますが、原案を書いていた両委員の方は、これ全部やりましょうということで、必ずしも、出されているわけではないんじゃないかなと、私は受け止めておったもので、そういうように我々考えていった方がいいんじゃないかなと思っております。

あまりそういうふうな受け止めたのじゃいけませんか。

(森永委員)

前回からちょっと疑問に思っているのは、今の各委員さまのお話はご意見の段階ですね。それをもって、じゃあ我々というか、私と橋本先生の間でこの報告書をいかに変更する必要があるのか、あるいはご意見はご意見として承っておいて、このままで置いておくのか、その辺りの取り扱いというのが、非常に悩ましいと思っております。

私たちの立場では、一応県の方にもお聞きしまして、一応オーソライズはされておりますので、このままでもいいのかなというふうな気持ちではあります。

それと、ご意見の中に感想的なものもありますので、その感想は感想で、それは置いておいていいのかなというような気持ちです。以上です。

(根小田委員長)

はい。ほかに何か、ご意見ございませんですか。

(武田委員)

実を言うと、40 ページの所に書いてある「新会計基準に基づく実態開示」ということで、総務省の方で、いわゆる森林資産の時価評価ということで書いてると。その時価評価の方法をどうするかということをやられるということなんですけど、これはそういうのが出てしまえばしょうがないですが、実を言うと、日本の今の経済の混乱というのは、時価主義会計の生み出したものである、という意見を言う先生とか大勢いらっしゃいます。それで時価主義会計がいわゆる万全の物ではないと、私は思っております。特に森林資産についての時価主義会計というもの、国がそうしなさいと言ったらしょうがない話なんですけども、非常に疑問を持っています。

なぜそんなことを言うかということ、もう投資が終わっている品物であって、しかもこれ、例えばの話が、これはあくまでも私の意見として聞いていただきたいですが、ダムを評価するときに、そこから粗収益とか、今森林について明らかにするのは、粗収益を基にして時価主義を主張してますけど、時価評価をしてますけど、ダム、そんな評価をするんでしょいかねという気持ちです。

だから、片方では森林のことを「緑のダム」だと言っているということで、これは少なくとも高知県のこの委員会でそういう意見が出たんだということは、流れればいい程度に私はしゃべってますが、時価主義というのは、もろ刃の刃というか、非常に危険性のあるものであるし、それについて、もろ手を挙げて賛成するわけには、私は個人的にはいかなないということを、これは申し上げたい。この報告書がどうたら、こうたらいう問題でなくて、私のあくまで感想でありますし、それから、委員会の中でその話も出たんだから、議事録も公表されてますので、その辺りも書いておいていただけたら、と思うところです。

(根小田委員長)

ちょっと専門的な、私も理解が非常に不十分で、この長期的な試算評価の時に問題となるのでしょうかね、武田委員。

(武田委員)

すみません。こういうから、これを時価評価したところで、投資が終わってる、既に。

ものすごく大きな話になります。これは私の個人的な山に対する思いも入りますけども、山には公益性と経済性があるということは、先ほどから言ってます。そうすると、その中において、公益性の部分というのは、果たして森林整備公社に全部任せていいのかどうか。当初は公益性があるから森林整備公社に任せた、という話があります。そしたらその部分については、もう、いわゆるビジネスモデル、ビジネスモデルは崩壊したと言ってるんだ

ったら、それを県が引き取るとか、ないしは県の費用できっちりやれるような方策を考えなきゃいけない時期に来ているのではないかと私は思っています。

それを時価評価して、森林整備公社の資産が非常に、こんなに悪いんだと言ったところで、それに対して今度は、必ず融資をする時に、障害が出てきますし、補助金は本当に公益性があるのかとか、先ほど橋本先生と金子先生がいろいろ書いてくれてますが、そういうような問題が生じてきます。だから、切り離すという発想の方が本当は必要なんじゃないかと私は思います。

それは何を基準に切り離すかという、先ほどから森林評価と基準ということを言われていますが、森林の機能をはっきり、県がさせなきゃいけません、責任を持って。で、県がはっきりさせた森林の機能に従って、じゃあ、これは経済林として活用するんだったら、経済的な面が評価の一番の基準になるでしょうか。それから環境林としてやるんだったら、例えばの話が、正確に言ったら、混交林化してるかとか、いわゆる樹幹が妙に高くなりすぎちゃって、下が、表土が全部流出してないかとか、そういうのが今度評価の基準になると思うんです。

だからそういうことなしに、これに今回の議論をいくらやっても難しいのですが、それを新しい森林公社の会計基準があるからと、今のところ、何か伐期を中心に考えてる情報しか私に入ってきてなくて、機能を中心という話はちょっと聞いてないんですけども、だからその辺については考え直す必要があるだろうなという、根本的な話がちょっとあります。

ついでに紹介させていただきますと、公益的な認定を受けた森林については、今、相続税の評価額が大体2割から4割減額されるという措置まで、一方では出来てるんです。だから逆に言うと、こういう公社の持ってる山でも、評価においては、全然切り離して別の物として、時価評価とか、そんな団地図の外へ出すべきだろうというのが、意見です。

(根小田委員長)

これは私自身も考えて、ずっと思っていたのは、実は引かかっているところで、大変根本的な問題なんです。どう考えるか、その議論が出てきた方がいいと思ってたんです、僕は。

つまり、経済材としての価値だけで考えるかどうかということですね、森林を。それは次の公益法人に移行する時の問題に関わってくるでしょう。そのところ、はっきりしてないのではないかとおっしゃっているのも、確かにそういう面があると思うんですがね。

ただ、今やってる議論、この委員会で今までやってきた議論というのは、長期的な資産評価をやって、収益性のあるものだけを残して、それに対して、その部分をできるだけ効率的にやっていこうみたいな発想ですね。それだけでいいかどうか、ということをおっしゃってるんですけどね。その辺は難しい問題なんだけど、それは議論としては当然出てくる。森林というものは、そういう特殊な問題なので、これは今日すぐどうこうではないですけど、考え方はいずれ整理せないかんとおもいますね、やっぱり。

(事務局)

ちょっと、会計基準の話が出ましたんで、これは我々も厳しいという認識では、いてるんです。ただ、公益会計基準、公益法人の会計基準というのは、いろいろ変わってこられて、先ほど言いましたように国との、総務省との、林野庁と地方の中で、森林評価をちゃんとしなさいと、時価評価にしなさいというようなご指摘を受けてる、ということから始まっておって、ただ林業の特異性というか、特殊性があると。それで経済価値だけに換えられない、ということで、地方の方が委員会を立ち上げて、東京の方の公認会計士とか一緒にやってるといところでございまして、基本的には総務省さんの方はかなり厳しい意見で、おっしゃったように、公益性があるのだったら都道府県が引き取ったらいんじゃないかなみたいな、極端なそんな話も、そういう話をされてまして、我々としては、そうすると、実は前回、東京の橋本先生がお示しされたように、神奈川県の方が実はそういう形を取ってますし、岩手、大分はもう基本的には県有林という形を取ってますので、結局は県の方にそういう公益性があるというのであれば、取りなさいということがあります。

それはいろいろな問題があると、ということもありますし、我々としては時価評価というか現実に近い形を出したいと。さっきおっしゃったように、ダムの問題とか、昔の建設仮勘定的な発想があって、基本的には商品じゃないとか、生産性のない物については、投資額と簿価を使わせていただくとか、というようなことで、今、最終議論をしまして、総務省の方も、林野庁の方は一定ご理解いただいているんで、総務省の方が最後までまだ抵抗をしている、ということです。

実はこの会でお話をしていいのかわかりませんが、来週に総務省と、東京で我々と一緒に、このかたは公認会計士協会の副会長をされているかたなんです、このかたが面談をしていただくということで、一定の方向性がいくんではないかなということを考えております。ちょっと流動的なところがございまして、なかなか総務省の壁が高いとか、いふところがございまして、総務省が、この間おっしゃっていたように、三セク債を使って整理をした方がいいんじゃないかな、という理論構成なんで、我々はそうじゃないよ、というところで、今戦っているとか、整理をしているというところなんです。

先ほども言いましたように、基本的には、公益的なところもございまして、何らかの形で、森林を守っていかないといけない、というのはあると思いますけど、それをこの中でご意見をいただきながら、ご紹介して入れていただきたいというふうに思います。

すべて公社から切り離しては進みませんよ、という話ではないのかなというふうには思ってますし、そこはなかなか受け皿があるのかな、というふうに思っております。

その辺はご意見をいただいて、県としては方針を考えたいということです。

(根小田委員長)

武田委員のご意見なんかは、不採算林はもう全部切り離して、時価評価をやって、長期

的な資産評価をやって、不採算と見込まれる山を全部切り離すと、公社が。それはそれで別に県が面倒見なさい、みたいな発想ではいけないという趣旨ですか。

(武田委員)

いや、そういう発想では全然ないです。だって基本的に公社がやってきて決まったこととか、そこでどうやって着陸させるかというのが我々、今例えばこの委員会では、公社というのはやっぱり「あり」ということで、私は発想してますので、公社が最終的にそういう結論が出れば、それも方法だろうとは思ってますけども、まだそんな願望というか、結論からものを話す状態じゃないです。

(根小田委員長)

はい、ほかには何か、ご意見はございませんですか。

(武田委員)

先ほど高村先生のお話の中で、いわゆる施業に、地主がいなくなってるから、施業の了解を得たりするのが非常に困難だという話がありましたけど、それについては私は今まで聞いた範囲では、ちょっと若干誤解があると思いますので、ちょっと専門家のかたに説明をしていただければと思いますが。

(事務局)

基本的には、高村委員がおっしゃられたような考えというのは内包してますから、全般的には、私はそういう問題があるという理解でいいだろうと思います。ただ、契約に基づいて施業については公社に任されているという考え方です。

地上物件、いわゆる権利を有している地上物件の管理に関しては、公社がやっていく。ただし作業道とか付ける、土地の形質に変更を加える場合は、権利者は土地所有者でございますから、その場合は同意を得なければいけない。そういう関係であるということなんです。ですから、武田委員も高村委員も、ある意味では本質を突いておられる、ということだと思います。

(根小田委員長)

よろしいですか、はい。

ほか、特に付け加えたいご意見等ございませんでしょうか。

今日のところは別にすべて結論は出ないということなんですけど、いずれ事務局が長期的な時価評価とかいうものを、国レベルで検討している試算評価の方法で、長期的な見出しを出していただけたらと思います。それをやっぱり見て、考えるのも一つのやり方ですし、今のところ、発想としてはそういう長期的な試算評価を見た上で、比較的収益性が全然見

込めない部分と、多少は可能性がある部分とに分けて、何とか対応していこうというよう
な。

それと、もう一つは経営の組織の在り方について見直して、可能な限り効率的な経営事
業方法を考えるという、基本的にはそういう方向で今検討を進めてるわけですね。その辺
りはちょっと数字が出てきて、もう少し詰めていこうということになるろうかと思えます。

特にご意見がないようでしたら、先ほどの中間報告について、ちょっと事務の方で修正
したものを考えていただきましたので、これをちょっと配布してください。

(事務局)

よろしいですか。

ちょっと待ってください。

(根小田委員長)

はい。

それではちょっと修正した文案を作ってもらいましたので、ちょっとまた若干、報告を。

まだ、ちょっと時間がかかる。10分ぐらい。

(事務局)

5分ぐらい、いただければ。

(根小田委員長)

5分ぐらい、はい。休憩にさせていただきます。

(休 憩)

(根小田委員長)

中間報告の修正したものを出していただきましたが、網かけの部分でしたね、修正した
文言を入れている所は。横線で消去している部分、網かけ部分です。その辺が修正部分なん
ですが、ざっと見ていただいて、いかがでしょうか。

この最初の所の、「会社のこれまでに果たしてきた役割」みたいなことを少し加えるとい
うこと。それから「基本的な方針を定める」云々の所が、構成がごっちゃになってる。ち
よっとここ文章表現上は、少し、文章のあれとしてはちょっと、「もって」「方向性を持つ
て」「持たずして」「何とかによって」「指摘することによって」「待たずして」「何々もって」
というのが続いているので、「下記の通り基本的な方向性を維持しつつ」ぐらいにしておいた
方がいいかもしれません、そこら辺。文章表現なので。

それから、僕はちょっと言っていたんですけど、最後の所、3ページの最後の所の方に、

一番最後ですけど、「しかしながら」、この接続詞はちょっと、かまいませんけど、間違いだとか何とか言うのではないのですけど、少し意味が、工夫した方がいいのじゃないかなと思います。

中身に大きく影響するような部分じゃありません。「てにをは」の部分です。こういう、ちょっと修正をしていただきましたが、いかがですか。特に問題ございませんでしょうか。

「速やかに対応すべき改善策」の所までは、1. それから(2)(3)についてはご意見が出なかったので、そのままにしております。

よろしいですかね。そういうことでしたら、この委員会の中間報告として、県の方にお渡しするということでもよろしいですか。ちょっと「てにをは」に係わる部分で、ちょっと表現上ここは、という部分については事務局の方で私の責任で、ちょっと手を加えさせていただくということで、よろしいでしょうか。

はい。そういうことでもよろしいようでしたら、これを今日、今配っていただいたものを一応委員会の中間報告として、県の方にお渡しするということでもよろしいですね。

私の方から渡します。

その素案のまとめを、中間報告、よろしくお願いします。

(事務局)

はい。ありがとうございました。

お疲れさまです。

(根小田委員長)

部長の方、何かございましたら。

(臼井林業振興・環境部長)

はい。それでは、本日「高知県森林整備公社検討委員会」から先ほど中間報告をいただきました。そのことにつきまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆さまには大変お忙しい中、森林整備公社の改革プランの策定のために、昨年11月からいろんな視点で熱心に討論いただいているところでございます。

本日中間報告として、「抜本的な経営改革等を実施することを前提に、存続させる」という基本方針とともに、「速やかに対応すべき公社経営改善策」として

- (1) 不採算林に係る有利子負債の繰上償還
- (2) 運営体制の見直し
- (3) 事業執行方法の見直し

の3点を取りまとめていただきました。まことにありがとうございます。本日いただきました中間報告につきましては、9月の議会等にも報告をさせていただきながら、不採算林に係る有利子負債の繰上償還を始めとしまして、速やかに対応すべき公社経営改善策につ

きましては、当委員会の意見を踏まえまして、早急に対応していけるところから対応してまいりたい、というふうに考えております。

また委員の皆さまには改革プランの策定に向け、まだまだ課題がございますので、引き続きご協力をいただくということをお願いを申し上げます。

県としては、策定していただく「改革プラン」の下に抜本的に経営改革に努めるとともに、公社問題の改革は本県だけの努力ではとても対峙できる問題でございませんので、他県との連携をより一層強化しながら、国に対しても公社への支援策の提言を積極的に行いまして、その支援策の実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

どうか今後とも、ご助言とご指導のほどよろしくをお願いをいたします。簡単でございますが、お礼とともに、公社改革に向けた県の決意ということでお話をさせていただきました。

本日はどうもありがとうございました。今後とも引き続きよろしくをお願いをいたします。

(根小田委員長)

はい。今後のこの委員会の検討の段取りをいたします。私は森永委員、橋本委員に作っていただきました、今日の中間報告の案を、基本的な方向性ということで、五つの柱、5点挙げてもらってますが、これについて具体的に検討していくような形になるのかなと思っています。自分は思ってるんですが、事務局はどういうふうな方法を、今後の議論の方法について。

(事務局)

そうですね。今回の中間報告として進むということで、助言ということで、ここの議論はしていただいて、抜本的な公社改革、この辺のところについて、各専門的なご意見をいただきながら、これをまとめていただいて、改革プランを作っていただくということにさせていただきますと思っています。

それから前回、各委員さんの方にも大変事務局の方でご迷惑をおかけしました。森永先生と橋本先生に執筆をしていただきながら、個々の委員さについては、事務局の方が少し怠慢な中で、意見聴取をしてない部分がありました。今回についてはまた、今回ご指摘を受けました事務局の方も、皆さんの、各委員さんのご意見を踏まえまして、森永先生と橋本先生の方にご相談をさせていただきながら、議論をさせていただいたら、というふうに考えております。その辺をよろしくをお願いをしたいと思います。

(根小田委員長)

はい。次回については、大体今のところ全然白紙ですか。

(事務局)

議会が、今回は今月末から来月でございますので、それと、先ほど申しましたように、会計基準についても出てこない限りは、数字というものは出てこないものですから、少し待っていただいて、できるだけ早く、その辺が整い次第、またご案内をさせていただくというようにさせていただけたらな、いうふうに思います。

(根小田委員長)

はい。了解しました。長時間にわたり、委員の皆さまにはご苦労さまでした。今日の委員会は、これで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。